

妊婦・授乳婦専門薬剤師認定申請資格

平成20年6月7日

1. 妊婦・授乳婦専門薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本先天異常学会のいずれかの会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、上記妊婦・授乳婦領域の学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、妊婦・授乳婦領域に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦領域の学術論文が1編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦専門薬剤師認定試験に合格していること。

なお、平成20年度については、別に定める「過渡的措置による妊婦・授乳婦専門薬剤師認定申請資格」により、日本病院薬剤師会が審査し妊婦・授乳婦専門薬剤師として委嘱する過渡的措置をとることとする。

試験による認定は平成21年度から開始する。

附則

- 1) 平成20年6月7日改定
- 2) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行